別表六の二（七）　記載要領

1　この表のⅠは、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項又は第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第４項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　この表のⅡは、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項若しくは第３項（これらの規定を同条第５項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は同条第７項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二の表中「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十四）「７の⑥」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十五）「７の㉖」）」に、「平・・／平・・（各連結法人の（39の①）の合計）／平・・／平・・（各連結法人の（39の②）の合計）」を「・・／・・（各連結法人の（39の①）の合計）／・・／・・（各連結法人の（39の②）の合計）」に、「平・・／平・・（別表六の二（二十四）付表「２の①」）／平・・／平・・（別表六の二（二十四）付表「２の②」）」を「・・／・・（別表六の二（二十五）付表「２の⑮」）／・・／・・（別表六の二（二十五）付表「２の⑯」）」に、「平・・／平・・／平・・／平・・」を「・・／・・／・・／・・」に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「改正前の租税特別措置法第68条の10第２項若しくは第３項」を「改正前の租税特別措置法第68条の10第３項」に改め、同第11号中「第68条の15の７」を「第68条の15の８第１項から第５項まで」に、「別表六の二（二十四）「７」又は別表六の二（二十四）付表「２」」を「別表六の二（二十五）「７」又は別表六の二（二十五）付表「２」」に改める。

別表六の二の付表の表中「措法第42条の５第１項各号の該当号（旧措法第68条の10第１項各号の該当号）」を「旧措法第42条の５第１項各号の該当号」に、「平・・／平・・／平・・／平・／平・・／平・・／平・・／平・」を「・／平・・／・／平・・／・／・・／・／・・／・／・・」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の」を加え、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成28年旧措置法」という。）第68条の10第２項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号を削り、同第12号を同第11号とする。

別表六の二及び別表六の二の付表を次のように改める。